

# 令和3年度 沖縄県観光産業実態調査事業 企画提案仕様書

## 1 事業名

令和3年度沖縄県観光産業実態調査事業

## 2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

## 3 事業目的

本県のリーディング産業である観光産業の持続的発展を図るためには、観光産業の強化が重要であり、そのための施策事業の立案が必要となる。

当該事業は、コロナ禍も踏まえた観光産業の現状と課題を把握し、今年度策定する第6次沖縄県観光振興基本計画の策定に資することを目的に実施する。

## 4 委託業務の内容

受託者は、以下の業務を行う。

### (1) アンケート調査及びヒアリング調査の実施

#### ① アンケート調査

7月～9月・10月～12月の産業実態について、各期1回アンケート調査を実施する。

調査の対象とする事業者（以下、「対象事業者」という。）は、離島を含む県内全域を対象とし、県内全域の実情を把握できる調査とすること。

主な調査項目は以下のとおり

#### ア) 経営・売上に関すること

売上、営業利益のD. I.（実績・見通し）など

#### イ) 雇用・人材に関すること

従業員数（正規・非正規）、一人当たり平均月額給与（正規・非正規）など

#### ウ) 観光客の動向に関すること

#### エ) その他事項

- ・ VR・AR等のサービス提供の状況
- ・ 独自のアプリやIoT機器の活用状況
- ・ リアルタイムで混雑状況が見える化し行動変容に繋げている施設の状況
- ・ コンタクトレス決済等のチェックインシステム導入状況
- ・ ワクチン接種者やPCR検査陰性者へのインセンティブの付与の状況
- ・ 宿泊施設の客室1室あたりの雇用者数
- ・ 年代別層での給与水準
- ・ 特定技能外国人受入状況
- ・ 県産品利用状況
- ・ その他（自由記述）

## ②ヒアリング調査

アンケート調査の結果を補完するため、対面式又はオンラインによるヒアリング調査を実施する(概ね 50 件程度)。ヒアリング調査を行う事業者については、対象事業者のうちから、業種や地域、実施時期、課題等を考慮し、県と協議の上、決定すること。

## (2) 報告書の作成

### ①令和3年7月～9月期報告書の作成

アンケート調査の結果を集計・分析し、報告書として取りまとめる。  
調査終了後、30日以内に速報値として報告書を取りまとめる。

### ②令和3年10月～12月期報告書の作成

アンケート調査の結果を集計・分析し、報告書として取りまとめる。  
調査終了後、30日以内に速報値として報告書を取りまとめる。

### ③令和3年総括報告書の作成ならびに印刷・製本、関係各所への配付

令和3年度に実施したアンケート調査及びヒアリング調査の結果を集計・分析し、報告書として取りまとめる。報告書は外部への公表資料と県庁内部資料を作成する。なお、外部への公表等を含む調査結果の取扱いについては、県と協議の上、決定すること。

## (3) 対象事業者の選定

以下ア) からオ) の項目、及び業種や市場規模等を考慮し、県と協議の上、決定すること。

ア) 代表性：当該産業を代表するような認知度・一般性を有する事業者であること。

イ) 継続性：継続して調査に協力できる事業者であること。

ウ) 安定性：経営体制が安定している事業者であること。

エ) 地域性：県内6地区のバランスを考慮していること。

オ) その他：観光客の利用比率が高い企業であれば、適宜取り入れていく。

※県内6地区とは、那覇・南部・中部・北部・八重山・宮古。

## (4) 結果報告・検討会議の開催

(2) で作成する報告書がまとまり次第、県に対しその結果について報告するとともに、必要に応じ業務の改善等について提案し検討する。

(5) その他、観光産業の実態把握に有用と思われる実施可能な取組があれば、提案すること(自由提案)。

## 5 提案すべき事項等

上記の業務を委託するにあたり、下記の事項について記述、提案すること。

※詳細、注意事項は企画提案書応募様式の【様式4】も確認すること。

※本事業の目的を着実に達成する観点で、以下の各項目について根拠を示しつつ提案・説明をしてください。統計業務を専門としない者にもわかるように説明すること。

(1) 調査実施における実施体制(現場監督・管理方法、調査員及びその質の確保、教育など)を対象事業者への調査実施フローを含めた具体的な案にて説明してください。

(2) アンケート調査票の回収率を向上させるために、工夫すべきことを説明してください。

- (3) 業種や地域ごとに観光事業者の実態を把握するために、必要となるアンケート調査対象事業者の数ならびに選定方法を説明してください。
- (4) アンケート調査票の回答負担を減らす工夫を説明してください。
- (5) 国（観光庁等）の調査結果やビッグデータ（現時点でのデータ取得可否は問わない）との比較など、観光産業の実態把握に有用と思われる実施可能な取組について、ご提案等があれば記載してください。
- (6) 報告書が観光事業者にとって有用になる工夫等があれば記載して下さい。

## 6 成果品について

成果品については、以下のとおり。

- (1) 「令和3年度沖縄県観光産業実態調査事業報告書（年度総括）」  
必要部数（170部程度）及び電子データ（ローデータ含む）  
※印刷・製本の上、関係各所に配付すること。

当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託事業の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任で処理すること。

## 7 再委託の制限について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。  
また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。  
ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### 【契約の主たる部分】

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある以下の業務
  - ① 調査対象とする定点事業者の選定
  - ② 調査の実施、及び結果の集計・分析
  - ③ 各期及び総括報告書の作成

- (2) 契約の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

- (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

### 《再委託により履行することのできる業務の範囲》

- ・ 調査設計に係るアドバイス支援に関すること。
- ・ 調査票の作成に係るアドバイス支援に関すること。

#### (4)再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

##### 《その他、簡易な業務》

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計

## 8 その他

(1)受託者は事業目的、事業内容を十分理解し、本事業が円滑に実施されるよう沖縄県と連携を密に取り、適宜調整を図りながら実務に携わること。

(2)本事業の執行体制については担当責任者を割り当て、その者は全ての調整に応じること。

(3)受託者は本事業と他の事業との経理を明確に区分し、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。

(4)本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議し解決するものとし、必要な事項は別に定める。

以上